

京都市告示第 4 7号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第3条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館を次のとおり臨時に休館します。

平成31年4月2日

京都市長 門川 大作

臨時に休館する日 平成31年5月8日（水）

（子育て支援総合センターこどもみらい館総務課）